

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年12月12日

地方独立行政法人宮城県立こども病院  
理事長 今泉 益 栄

## 1 競争に付する事項

### (1) 委託業務の内容

宮城県立こども病院リネン関係総合業務

※ 業務詳細は「宮城県立こども病院 リネン関係総合業務委託契約仕様書」のとおり。

### (2) 契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

※ ただし、新たに業務受託者となる場合は、令和5年3月中に現行業務受託者からの引継ぎを受けるなど円滑な業務運営に努めること。

### (3) 履行場所

宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号

宮城県立こども病院

### (4) 入札方法

入札については、上記契約期間（3年間）に係る委託金額の総額で行う。

落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（税抜金額）を入札書に記載すること。入札については、上記契約期間内における以下のイからハに係る委託金額の総計で行うものとする。なお、以下のイからハのそれぞれの業務に係る見積金額及びその内訳書についても添付すること。

#### イ リネン関係総合業務に係る委託金額について

賃借物の年間借用数及び洗濯物の年間排出数量については、「宮城県立こども病院 リネン関係総合業務委託契約仕様書」のとおりとし、委託金額を算出すること。

#### ロ 拓桃館の入所者洗濯物の集配・洗濯業務に係る委託金額について

入所者・入院患者1人につき1回あたりの洗濯に係る主な洗濯品・枚数、1日あたりの利用者数及び1か月あたりの洗濯重量については、「宮城県立こども病院 リネン関係総合業務委託契約仕様書」のとおりとする。

算出方法については、「1kgあたりの洗濯に係る見積金額（単価）×1か月あたりの洗濯重量×36か月」とし、委託金額を算出すること。

ハ 職員用ユニフォームの賃貸借及び洗濯業務に係る委託金額について

職員用ユニフォームの仕様等については「宮城県立こども病院 リネン関係総合業務委託契約仕様書」のとおりとする。

算出方法については、「職員1人につき1か月あたりの賃貸借料の見積金額（単価）<sup>(※)</sup> ×各使用部局・職種の職員数×36か月」とし、委託金額を算出すること。

(※) 職員1人につき1か月あたりの賃貸借料の見積金額（単価）は、「職員数+新規採用見込数」で算出した職員用ユニフォームの賃貸借に係る費用と、「職員数」で算出した職員用ユニフォームの洗濯業務に係る費用を含んだ見積金額（単価）とする。

2 競争参加資格

- (1) 宮城県の物品調達等入札参加資格承認者名簿に掲載されている者であること。
  - (2) 地方独立行政法人宮城県立こども病院契約実施規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
  - (3) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
- イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を

図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下、「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 別添仕様書に記載する委託業務（これに準じる業務を含む）について、過去5年間に日本国内の一般病床200床以上の小児科を有する病院において、3年以上の受託実績を有する者。

(9) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条第14項の各号に定める基準を満たし、一般財団法人医療関連サービスマーク振興会が定めた医療関連サービスマーク制度における「寝具類洗濯」の認定を受けている者であること。

(10) 落札した際は当該業務が滞ることのないよう、一般社団法人日本病院寝具協会が当該業務の代行者となる旨の証明書を提出できる者であること。

(11) 宮城県内に事務所又は事業所を有すること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 入札書の交付期間

令和4年12月12日（月）から令和4年12月25日（日）まで

#### (2) 入札書、入札説明書及びその他関係書類の交付方法

宮城県立こども病院ホームページ（<https://www.miyagi-children.or.jp/>）内よりダウンロードすること。

#### (3) 入札日時

令和4年12月26日（月）10時00分

#### (4) 入札場所

宮城県立こども病院 本館2階 応接室

#### (5) 問い合わせ先

〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合四丁目3番17号

宮城県立こども病院 事務部経営企画課 佐藤 文月

電話 022-391-5111（代表）

電子メール kikaku@miyagi-children.or.jp

#### (6) 質疑及び回答

仕様書等について疑義がある場合は、別添質疑書を上記の問い合わせ先へFAX又は電子メールにより書面で提出すること。質疑書の受付は、令和4年12月16日（金）正午までとし、回答は提出者にFAX又は電子メールにより送付し、ホームページ内にも通知する。

なお、回答により、別紙仕様書に追加又は修正が生じた場合は、速やかにホームページ内に通知する。

#### 4 提出書類の提出

##### (1) 提出書類

###### イ 会社概要

ロ 過去5年間に日本国内の一般病床200床以上の小児科を有する病院において、3年以上の受託実績があることを証する書類

ハ 宮城県税に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明書）の写し

ニ 宮城県の物品調達に係る競争入札参加業者登録書の写し

ホ 一般財団法人医療関連サービス振興会が定めた医療関連サービスマーク制度における「寝具類洗濯業務」の認定証の写し

ヘ 一般社団法人日本病院寝具協会との業務代行保証書の写し

ト 履歴事項全部証明書（発行より3か月以内のもの）

##### (2) 提出部数

各1部

##### (3) 提出方法

入札時に持参のすること

#### 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

(3) 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書及び必要とされる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 提出に必要な書類の作成及び提出等に要する費用は、入札者の負担とする。

(5) 提出された書類は、返却しない。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

入札書を提出した入札者であって、当院で作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。その者と交渉が決着しなかった場合は、次順位者との契約交渉を実施する。

(8) 詳細は、別添入札説明書による。